

指導行政のポイント

継続審議となった“基本法改正”

菱村 幸彦

教育基本法（以下「基本法」）の改正法案が継続審議となった。可決とならなかったのは残念だが、次期国会での成立に期待しよう。

指導要領改訂時期への影響

ここで特筆したいのは、基本法改正法案が国会に上程されたことの意義である。このことについては、『内外教育』（6月9日号）の「時評クォーター」欄で書いたので、繰り返しは避けるが、戦後、何度も基本法改正が政策課題として取り上げられながら、そのつど激しい反対にあって、今回まで日の目を見ることはなかった。それが、今回、とにかく国会に上程されたことは、戦後教育のタブーからようやく脱却することを意味するわけで、まさに画期的な出来事と言うべきである。

それはさておき、基本法改正法案が継続審議になったことの影響はどうか。廃案なら大変だが、継続審議であるから、あまり影響はないと言えよう。ただ、一つ心配なのは、学習指導要領の改訂時期への影響である。

というのは、基本法改正は指導要領改訂に連動しているからだ。つまり、基本法が改正されれば、それに基づいて学校教育法で定める小・中・高校の教育目標が改正される。基本法改正が次期国会にずれ込むことは、学校教育法の改正も遅れることを意味する。となると、学校教育法に基づいて制定される指導要領の改訂時期に影響を与えるおそれがある。

すでに現行指導要領には「国を愛する心情」が盛り込まれているが、基本法で「我が国と郷土を愛する…態度を養う」と定めるとなると、指導要領上これに即した記述が求められよう。基本法改正と学校教育法改正と指導要領改訂をどう同調させるか、そのタイミングが問題となりそうだ。

継続審議と直接関係はないが、もう一つ気になるのは評価の問題である。『朝日新聞』（6月25日付）

の教育特集は、「教育基本法、着地点見えず」と題して、西原博史・早稲田大学教授のインタビュー記事を掲載している。その中で西原教授は、小泉首相が愛国心の評価について「必要ない」と答えたことが「今国会で唯一の建設的なやりとりでした」と話している。

愛国心の評価は必要ないか

「愛国心」の評価について小泉首相がどの程度正確に理解して発言したのかは疑わしいが、それを奇貨として、西原教授のような発言が出てくるのは、困ったことだ。新聞報道によると、首相答弁を機に一部の地域で通知表から愛国心関係の項目を削除する動きも出ているという。

マスコミは、「愛国心の評価」というと、あたかも児童・生徒一人一人の「愛国心」の有無を点数化しているような報道をしているが、これは誤解である。今回、問題となっているのは、観点別学習状況の評価である。周知のように、観点別学習状況の評価は、指導要領の目標・内容をいくつかの観点に分けて何が達成され、何が達成されていないかを分析評価することにより、日常の指導に役立てようとするものである。

国会で問題となった評価項目がどのようなものであったかは知らないが、文科省が示している観点別学習状況の参考案によれば、問題の該当部分は、わが国の歴史や伝統等の学習に対する児童の関心や意欲や態度等を総合的に評価する項目となっている。学校がこれに基づいて評価項目を定めているなら、格別問題となるようなものではない。

指導と評価は一体である。指導した内容を多様な観点から評価することは、教育上必要なことである。それは不要なことでも、不当なことでもないことを改めて指摘したい。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●最新刊! ● 上越教育大学附属小学校【著】 B5判 215頁・定価 2520円 教育開発研究所刊

『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください (24時間受付・即日発送)